

利用上の留意事項

1. 図表中の保険者票編の課税標準額は令和6年4月1日現在の国民健康保険世帯における令和5年の額を表している。
2. 本調査における所得は、国民健康保険の保険料（税）等の算定対象となり得るものであり、諸控除の適用があることに留意が必要。
3. 平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されたことにより、通常は75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定者は後期高齢者医療制度の被保険者となり、国民健康保険の被保険者ではなくなる。ただし、令和6年9月末日に75歳になる者については10月1日に国民健康保険被保険者の資格を喪失するため本調査時点では国民健康保険の被保険者であるが、特に断りのない限り、本調査においてこれらの者は74歳として取り扱っている。
4. 特例対象被保険者等の所得は、100分の30とみなした後の所得で集計している。
5. 平成30年4月から都道府県も国民健康保険の保険者となったが、本調査において都道府県は保険者数に含めないものとして取り扱っている。